

手数料の減免措置について

岡山県では、令和８年熊本地震による被害により、危険物取扱者免状・消防設備士免状（岡山県で交付又は書換えしたものに限る。）を喪失又は破損等した方の免状の再交付に要する手数料を次のとおり減免します。

1 対象手続き

手続き	減免額
危険物取扱者免状の再交付申請	全額
消防設備士免状の再交付申請	全額

2 対象者

本県において免状を交付又は書換えした危険物取扱者又は消防設備士であって、令和８年熊本地震の被害により、免状を喪失、破損等したために免状の再交付申請を行う方

3 申請受付期間（再交付申請・還付申請）

令和８年９月１５日から令和９年３月３１日受付分まで

4 手数料の減免措置による再交付申請

（１）申請書類（下線部分は減免措置のために追加で提出が必要な書類）

ア 再交付申請書

イ 減免申請書（岡山県消防保安課ホームページに様式を掲載しています）

ウ り災証明書又は被災証明書の写し

エ 現に交付を受けている免状（喪失の場合は不要）

オ 写真（縦４.５cm×横３.５cm）

カ 免状返送用封筒（定型封筒）

※免状送付先の郵便番号、住所及び氏名を記載し、簡易書留郵便料４６０円分の切手を貼ってください。

（２）申請先

〒700-0824 岡山市北区内山下二丁目 11-16 小山ビル 4 階

一般財団法人消防試験研究センター 岡山県支部

TEL：086-227-1530

5 再交付申請手数料の還付申請

被災した日以降に、対象者が減免措置を受けずに再交付申請を行ってしまった場合は、手数料の還付を申請することができます。

（１）申請書類

ア 手数料還付申請書（岡山県消防保安課ホームページに様式を掲載しています）

イ り災証明書又は被災証明書の写し

（２）申請先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目 4-6

岡山県消防保安課

TEL：086-226-7296

※還付手続きの申請先は、再交付申請（上記４（２））と異なります。